

# 太陽光発電事業に関する条例ができました

令和2年12月22日、可見市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例が施行されました。条例では主に次のことを定めています。

- ・可見市内で新たに太陽光発電事業を行う場合は、事前（国の買取制度の申請前および着工前）に市との協議が必要となりました。
- ・協議では、周辺関係者への周知状況や事業を抑制する区域、技術基準の適合などを確認し、市と協定を締結します。協定締結後でなければ着工してはいけません。
- ・運転中の太陽光発電設備については、維持管理や設備撤去などの規定が適用されます。

## 条例の対象となる事業

・発電出力が20kw以上となる事業（建築物の屋根などに設置するものを除きます）

※同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、一団又は隣接する土地において同時期又は3年以内に太陽光発電設備を設置した場合は、その合計出力が20キロワット以上となる場合を含みます。

※国の買取制度を利用せずに発電事業を行う場合も対象となります。

## 条例の対象となる主な内容

事業の状況によって対象となる規定は次のとおりです。

	申請前協議	周辺関係者への周知	設備設置協議	協定締結	設置後の対応 (全事業者が対象)
令和2年12月22日以降に新たに事業を計画する場合	買取制度の申請前に市と協議が必要 ※買取制度を利用する場合のみ	設備設置協議前に周知が必要	着工前に市と協議が必要	着工前に市との協定締結が必要	・適切な維持管理の実施 ・事業終了前と撤去後の届出 ・状況に応じた資料提出や立入調査等
買取制度を申請済みで着工していない場合	対象外	設置工事前に周知を行うよう努める	着工前に市と協議を行うよう努める	着工前に市との協定締結を行うよう努める	・適切な維持管理の実施 ・事業終了前と撤去後の届出 ・状況に応じた資料提出や立入調査等
発電設備が着工済みの場合 ※発電中も含む	対象外	対象外	対象外	対象外	・適切な維持管理の実施 ・事業終了前と撤去後の届出 ・状況に応じた資料提出や立入調査等

## 条例制定の目的

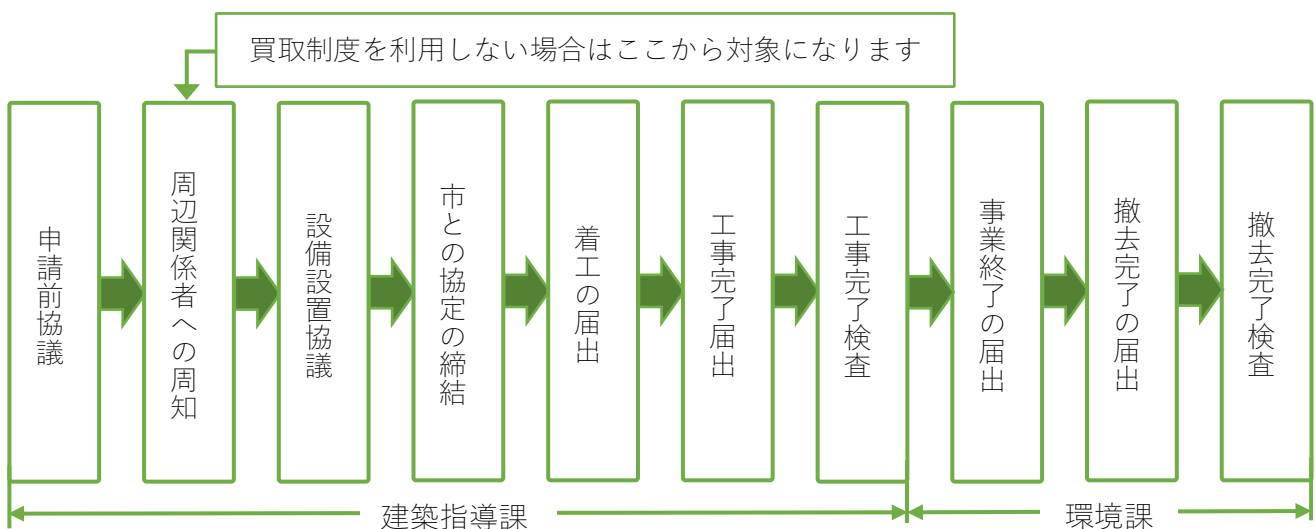
太陽光発電は、地球温暖化対策の観点から推進されるべきものですが、その設置や管理などについて様々な課題があったことから、可児市ではその課題を解消するため「可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例」を制定しました。この条例によって、太陽光発電事業が地域と調和して行われ、市民の生命、財産を守り、安全で安心して生活することができる環境及び豊かな自然環境の保全を進めていきます。

### 条例の効果

- ・ 事業者から事業内容について周辺関係者への事前の周知が行われるようになります。
- ・ 市との協議によって、立地や生活環境、自然環境、景観などに配慮された事業になります。
- ・ 事業終了後に発電設備の撤去や跡地管理が適切に行われるようになります。
- ・ 市が施工や維持管理などについて指導などができるようになります。
- ・ 国に不適切事業者の指導を求めることができるようになります。 など

## 条例による手続きの流れ

- ・ 国の買取制度を利用して事業を行う場合は、買取制度の申請をする 30 日前までに市と申請前協議を行ってください。
- ・ 国の買取制度を利用しないで事業を行う場合は、着工日の前までに市と設備設置協議を行ってください。



## 抑制区域（第7条）

### 抑制区域

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、河川区域、農用地区域（営農型は除く）、保安林

- ・ 事業区域に抑制区域が含まれる場合は、事業区域の見直しや防災対策の検討を求めます。

## 技術基準（第8条）

- ・太陽光発電設備の設置や維持管理、撤去が適切に行われるよう、技術基準を定めています。
- ・市が定める技術基準だけでなく、国が定める「事業計画策定ガイドライン」なども遵守して、事業を行ってください。

項目	技術基準の概要
防災上の措置に関する事	地盤の勾配を30度以下にすること、法面の構造や発電設備の構造、排水施設の能力や構造が適切であること など
安全性の確保に関する事	工事中の災害防止、保守点検・維持管理を適切に行うこと
周辺環境及び景観の保全に関する事	在来種を利用した法面の緑化や緑地の保全、反射光や色彩などに配慮すること、希少動植物の保全をすること など
撤去に関する事	廃棄物処理法などに基づいた事業終了後の速やかな設備撤去 など

## 申請前協議（第9条）

- ・新たに国の買取制度を利用して発電事業を行う事業者は、買取制度の申請をする日の30日前までに、事業の計画について、市と協議をしてください。
- ・市との協議では、抑制区域や技術基準、維持管理、事業終了や設備撤去、周辺関係者への周知など、事業者が計画を立てる際に遵守すべき事項や配慮すべき事項などを確認します。

## 周辺関係者への周知（第10条）

- ・設備設置協議の前までに、周辺関係者へ事業について説明会や文書配布などによる周知を行ってください。
- ・市との協議にあたって、事業計画などとあわせて、周知結果や参加者の意見とそれに対する事業者の意見などを市へ報告してください。

### 周辺関係者

事業区域に隣接する土地の所有者や賃貸者、管理者、隣接土地にある建築物の所有者や居住者、隣接土地で事業を行う者、事業区域に係る自治会などのこと。

## 設備設置協議・協定・完了確認（第12条・第13条・第14条・第17条）

- ・新たに発電事業を行う事業者は、着工前に市と設備設置協議を行ってください。この協議では、技術基準や各種ガイドラインなどへの適合状況、周辺関係者への周知や理解が得られた事業計画になっていることを確認します。
- ・協議した事項を踏まえて市と協定を締結し、その後に着工してください。
- ・事業者は、発電設備の設置が完了した際に市へ届出を行い、市は協定に基づいた設備となっているか確認します。

## 維持管理・事業終了・撤去（第19条・第20条）

- ・事業者は、事業計画などに基づいて事業を終了するまで災害予防に努めるとともに、周辺の生活環境などに影響を及ぼさないよう事業区域内や設備の定期巡回や保守点検などを行ってください。
- ・事業を終える場合は、終了する30日前までに市へ届出を行ってください。届出の際に、市は撤去における具体的な措置や周辺関係者への周知状況などを確認します。
- ・事業者は、発電設備の撤去が完了した際に市へ届出を行い、市は適切に撤去が行われたか確認します。

## 条例に違反している事業者への対応（第23条・第24条）

- ・適切な設置や管理などが行われていない事業には、市が指導、助言及び勧告を行います。
- ・市が勧告をしても是正されない場合は、その事実をホームページなどで公表します。
- ・市は、公表にあたって買取制度の認可権限がある国に報告します。  
※報告の結果、買取制度の認定が取り消されることがあります。

## 太陽光発電事業を計画している事業者の皆さまへ

- ・太陽光発電事業の実施にあたっては、この条例のほか、資源エネルギー庁や環境省が作成したガイドラインを遵守し、適切に事業を行ってください。また、民間団体が作成している太陽光発電に関するガイドラインなどもありますので、必要に応じて活用し、適切な事業計画としてください。

- ・事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）…資源エネルギー庁
- ・太陽光発電の環境配慮ガイドライン…環境省
- ・太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン…環境省 など

## 問合せ先

可児市役所

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

電話：0574-62-1111（代表）

協議や設置に関すること・・・建設部 建築指導課 土地利用係 kentikusido@city.kani.lg.jp

維持管理や撤去に関すること・・・市民部 環境課 環境保全係 kankyo@city.kani.lg.jp

この条例に関するホームページはこちらから検索できます。

可児市 → 市の組織(左側バナー) → 市民部 → 環境課 → 環境  
→ 太陽光発電事業に関する条例ができました

